

防人3第1629号  
6 . 3 . 2 4  
一部改正 防人厚第3382号  
1 8 . 4 . 3  
一部改正 防人制第2766号  
1 9 . 3 . 2 0  
一部改正 防人給第8003号  
2 1 . 6 . 2 9  
一部改正 防人給第3679号  
2 3 . 3 . 3 0  
一部改正 防人給第3861号  
2 4 . 3 . 2 7  
一部改正 防人給第4345号  
2 5 . 3 . 2 7  
一部改正 防人給第3880号  
2 6 . 3 . 2 5  
一部改正 防人給第18581号  
2 6 . 1 2 . 1 8

陸 上 幕 僚 長 殿

事 務 次 官

看護師である自衛官として採用された者の初任給の特例について  
(通達)

標記について、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第3項ただし書の規定に基づき下記のとおり定め、平成6年4月1日から実施することとされたので通達する。

なお、防人3第3553号（47. 7. 27）は、廃止する。

記

- 1 2等陸曹である自衛官として採用された看護師免許を有する者のうち、1年6月（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号の規定に該当し看護師免許を取得した者のうち、高等学校を卒業しているもの（ただし、准看護師としての業務経験年数1年以上のものを除く。以下「短大2卒者」とい

う。)にあっては、2年6月)以上の経験年数(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)第15条の2及び同規則別表第2カ医療職俸給表(三)初任給基準表備考2の規定による年数をいう。以下同じ。)を有するものの採用時における号俸は、5号俸による額とすることができる。

2 陸曹長である自衛官として採用された看護師免許を有する者のうち、その者の有する経験年数が次の各号に掲げる基準に該当するものの採用時における号俸は、それぞれ当該各号に定める号俸による額とすることができる。

(1) 2年6月以上3年6月未満(短大2卒者にあつては、3年6月以上4年6月未満) 5号俸

(2) 3年6月以上4年6月未満(短大2卒者にあつては、4年6月以上6年未満) 9号俸

(3) 4年6月以上6年未満(短大2卒者にあつては、6年以上7年6月未満) 13号俸

(4) 6年以上7年6月未満(短大2卒者にあつては、7年6月以上9年未満) 17号俸

(5) 7年6月以上(短大2卒者にあつては、9年以上) 21号俸

3 平成27年1月1日以後に新たに自衛官となり、その者の号俸の決定について前2項の規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに自衛官となった日(以下この項において「採用日」という。)から、前2項の規定によるその者の受ける号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第6条の3第3項本文の規定による号俸の号数を減じた数を4で除して得た数に相当する年数を遡った日が平成26年11月1日前となるものの採用日における号俸は、前2項の規定にかかわらず、特定号俸の号数から1を減じて得た号数の号俸とする。